

森吉山麓高原自然再生事業変更実施計画書

平成18年10月策定
平成21年 4月変更

秋 田 県

目 次

はじめに	1
第 1 章 実施者の名称と実施者の属する協議会	
1-1 実施者の名称	2
1-2 実施者の属する協議会	2
第 2 章 自然再生事業の対象となる区域及びその内容	3
2-1 対象区域の概要	3
2-2 対象区域の歴史的変遷	4
第 3 章 周辺地域の自然環境との関係ならびに自然環境の保全上の意義及び効果	5
3-1 周辺地域の自然環境との関係	5
3-2 事業区域周辺の自然環境の現況	5
3-3 自然環境の保全上の意義及び効果	6
第 4 章 自然再生のための具体的な実施方針	8
4-1 植栽等による自然再生の基本的な方針	8
4-2 植栽区域	8
4-3 植栽方法	10
4-4 土壌改良方法	13
4-5 天然下種更新補助作業	13
4-6 育苗方法	13
4-7 モニタリング	16
4-8 維持管理	16
第 5 章 自然観察・自然環境学習について	18
5-1 基本的な考え方	18
5-2 取り組み方針	18
5-3 具体的な取組内容	18

はじめに

本県では、森吉山麓高原において失われたブナ林を再生し、自然環境を取り戻すことを目的として自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設立を呼びかけ、平成17年7月に森吉山麓高原自然再生協議会が設立されている。同協議会は、学識経験者、地域関係者、ボランティア・NPO団体、関係行政機関等で構成され、平成18年3月には「森吉山麓高原自然再生全体構想」を策定している。

この全体構想においては、森吉山麓高原の自然再生に向けた二つの大きなコンセプトが示されている。一つは『100年かけてブナ林の多様な価値を取り戻す』、二つ目は『クマゲラの棲める森をつくる』ということである。また、このための短期的、中期的、長期的な目標を定めている。

本「森吉山麓高原自然再生事業実施計画書」は、県が対象となる区域の土地所有者として、また事業の実施者として先に策定された全体構想のコンセプトを踏まえ、短期的な目標を達成するために、当面（平成22年度まで）実施すべき事項や方法について取りまとめたものである。したがって、最終年度に改めて次期の実施計画を策定する必要がある。



森吉山山頂

第1章 実施者の名称と実施者の属する協議会

1-1 実施者の名称

本実施計画書に定める事業は、秋田県（農林水産部水と緑の森づくり課及び生活環境文化部自然保護課）が実施する。

1-2 実施者の属する協議会

実施者の属する協議会は、「森吉山麓高原自然再生協議会」である。本実施計画策定のための協議は、協議会及び協議会の設置する森林再生小委員会において行った。



事業地内から南側を望む

第2章 自然再生事業の対象となる区域及びその内容

2-1 対象区域の概要

自然再生事業の対象地は、秋田県のほぼ中央に位置する北秋田市森吉山麓高原1-1（面積487.7ha）であり、森吉山山頂の東山麓のノロ川左岸と東又沢に挟まれた区域である。（図2-1-1）

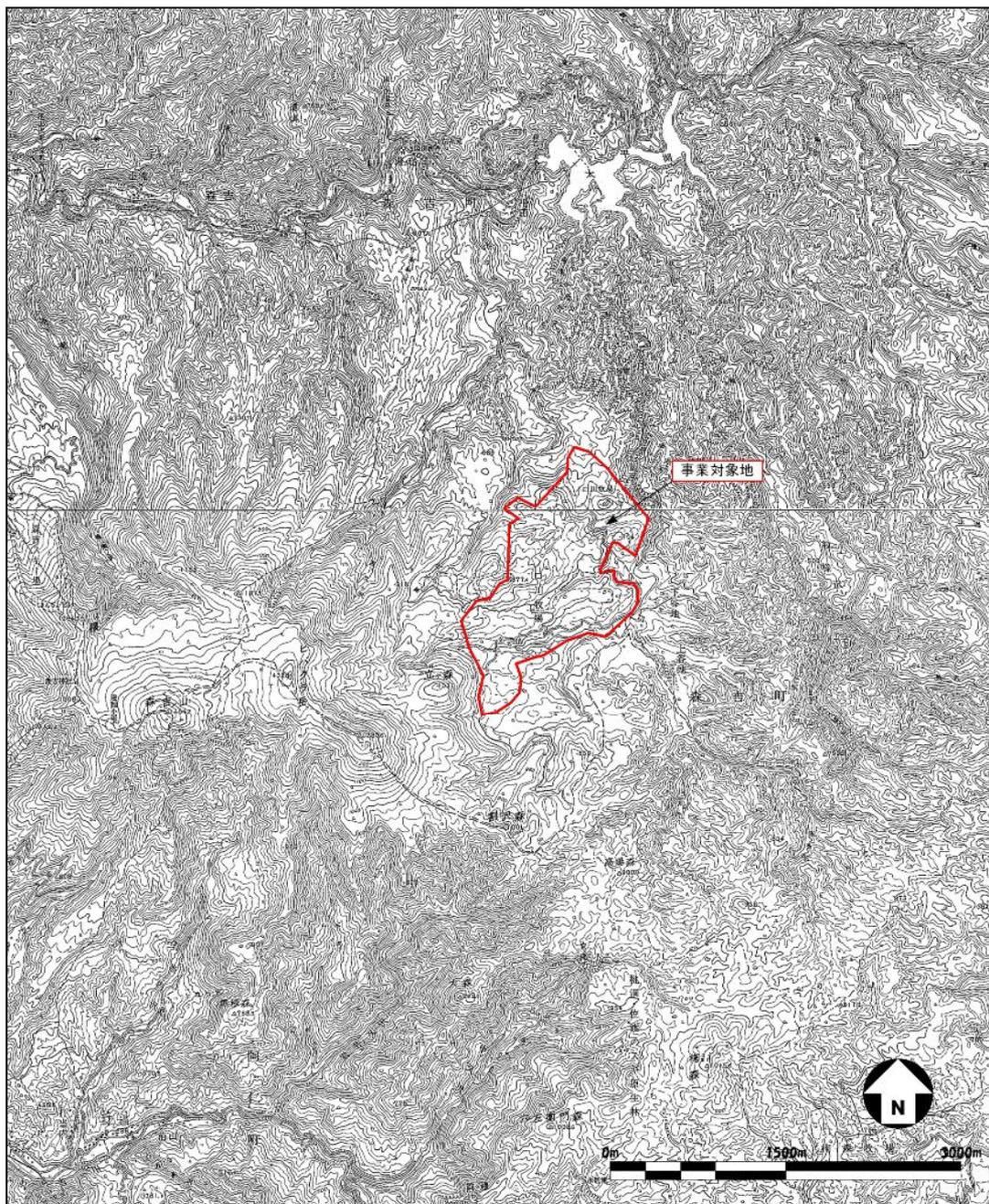


図2-1-1 事業対象地 位置図

2-2 対象区域の歴史の変遷

この区域の大半は、昭和43年に「森吉山県立自然公園」の指定を受けているが、昭和49年度から昭和63年度にかけて、畜産振興による山村所得の向上と雇用の拡大を期待した草地造成が行われ、ブナを主体とする広葉樹林が伐採されている。

草地造成後は、森吉町営牧場（当時）として広範に利用されていたが、現在は放牧頭数の減少（平成17年度の放牧数は64頭）と相俟って区域の一部を利用するにとどまっている。

また、この区域では平成10年に全国のボーイスカウトが一堂に集う第12回日本ジャンボリーが開催され、この開催に先立つ平成7年から9年にかけてキャンプ場などからなる秋田県営奥森吉青少年野外活動基地（以下、「野外活動基地」という。）が整備されている。

さらに、平成16年には、国指定森吉山鳥獣保護区を訪れる人々の利用の適正化や、野生鳥獣の生態等に関する普及啓発と鳥獣の生息に適した環境の保全・形成を行うための拠点施設として環境省森吉山野生鳥獣センター（以下、「野生鳥獣センター」という。）が整備されている。

表2-2-1 歴史の変遷（抜粋）

年 月 日	内 容
昭和43年10月	森吉山県立自然公園の指定（387 ha）
昭和48年 7月	県立自然公園特別地域の解除
昭和49～54年	県営草地開発整備事業 250.0haを草地開発
昭和58年	団体営草地開発整備事業 13.7haを草地開発
昭和58年11月	国設鳥獣保護区の設定（330ha）
平成5年11月	国設鳥獣保護区の拡張（1,175haに）
平成7～9年	第12回日本ジャンボリー開催のための施設整備
平成8年3月	秋田県が国（秋田営林局）より牧草地を含む505haを買い上げ
平成10年6月	秋田県営奥森吉青少年活動基地 開所
平成10年8月	第12回日本ジャンボリー開催
平成15年3月	環境省に森吉山野生鳥獣センター事業用地（約17.6ha）売却
平成15年6月	森吉山県立自然公園の拡張（119ha）
平成15年7月	国指定鳥獣保護区の拡張（本事業対象地）
平成16年5月	環境省森吉山野生鳥獣センター開設

第3章 周辺地域の自然環境との関係ならびに自然再生の意義と効果

3-1 周辺地域の自然環境との関係

事業区域周辺はダム湖である太平湖や三階滝・桃洞の滝をはじめとする大小の瀑布、甌穴が連なる溪谷が発達し、多くの利用者が訪れている。事業地内には野外活動基地や野生鳥獣センターがあり、森吉山頂への登山や周辺のブナ林及び溪谷溪流の散策、滝めぐりなど奥森吉地域におけるアウトドア活動の拠点となっている。

3-2 事業区域周辺の自然環境の現況

(1) 地形及び土壌

事業区域は森吉山北東に位置する標高620～880mの箇所であるが、この事業区域を含む森吉山麓一帯は、森吉山火山地山頂の爆裂火口形成に由来する泥流によって形成された火山泥流台地であり、その大半は溶結凝灰岩からなっている。また、林地部分の土壌は、山地帯に一般的に分布する褐色森林土壌である。

(2) 植物相

森吉山麓一帯はブナが優占し、東北地方の日本側に典型的な「ブナーチシマザサ」群落を形成している。しかし、林床にササ類は少なく、かつての林内放牧の影響と考えられている。沢筋やノロ川周辺にはヤチダモ、キハダ、サワグルミ、トチノキなどからなる湿性林が随所に見られ、尾根筋にはクロベ、キタゴヨウと共にスギが分布している。なかでも、桃洞・佐渡スギは高標高に生育するスギ原生林として貴重である。

また、事業区域周辺にはスギ植林地も存在し、その一部ではスギと広葉樹との混交林化が進んでいる。

なお、この一帯のブナ林に多く見られる植物相は表3-2-1のとおりである。

表3-2-1 森吉山麓高原周辺のブナ林に見られる植物

高木・亜高木類	ブナ、ミズナラ、ベニイタヤ、ホオノキ、コシアブラ、トチノキ、ハリギリ、タムシバ、ハウチハカエデ、ナナカマド、ウワミズザクラなど
低木類	コハウチワカエデ、オオカメノキ、オオバクロモジ、エゾユズリハ、チシマザサ、ヒメアオキ、ハイイヌツゲ、ハイイヌガヤなど
草本類	ヤマドリゼンマイ、ヤマソテツ、シラネワラビ、ミヤマカンスゲ、ミヤマカタバミ、ユキザサなど

(3) 動物相

事業区域を含む一帯は国指定の鳥獣保護区に指定されており、本州では数少ない大型キツキ類のクマゲラ（「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物―レッドデータブック―鳥類（環境省）にて絶滅危惧Ⅱ類に指定」）の本州で初の繁殖確認地となっている。特に、事業区域に隣接する南東部がクマゲラの繁殖中核地として「特別保護地区」に指定されている。（図3-2-1）

なお、この一帯における動物相は、表3-2-2のとおりである。

表3-2-2 動物相の確認種

哺乳類	13種の中・大型哺乳類 6種の小型哺乳類 5種のコウモリ	ニホンカモシカ、ツキノワグマ等 ホンシュウモモンガ、アカネズミ等 ユビナガコウリ、ウサギコウモリ等
鳥類	30科85種	クマゲラ、モズ、ウグイス、ホオジロ、ヒヨドリ、キセキレイ、ムクドリ等
両生・爬虫類	両生類8種、爬虫類4種	（両生類）カジカガエル、トウホクサンショウウオ等 （爬虫類）シマヘビ、ジムグリ等
淡水魚類	3種以上	イワナ、ウグイ、カジカ等
昆虫類	109種	ヨコヤマヒゲナガカミキリ、ホソヒメクロオサムシ、ヒメギフチョウなど

3-3 自然再生の意義と効果

本自然再生事業全体構想では、『ブナ林の多様な価値を取り戻す』、『クマゲラの棲める森をつくる』という二つの大きなコンセプトを掲げている。具体的には、草造成により失われたブナを主体とする広葉樹林を再生し、周辺の森林生態系保護地域や「緑の回廊」と連続する広大な森林が形成されることで、豊かな自然環境の指標ともいえる稀少なクマゲラやそのほかの動物の生息と安定した繁殖につなげることが大きな目的である。

また、自然再生事業は地域住民や関係団体等の参加を得て実施することから、その取り組み内容の検証や地域における理解が得られるほか、参加する個人・団体の交流を通じ、将来に渡ってこの貴重な自然財産を引き継ぐという合意形成が図られることが期待される。

さらには、自然再生のためのプロセスそのものを大切にする本事業では、参加者が自然の成り立ちや自然環境に対する人間活動の影響などについて、現地での活動を通じて学びながら、再生活動への理解を深めていくことができる。

なお、本事業の実施により、県内における同様の取り組みに対して貴重な経験と教訓をもたらす効果も期待される。

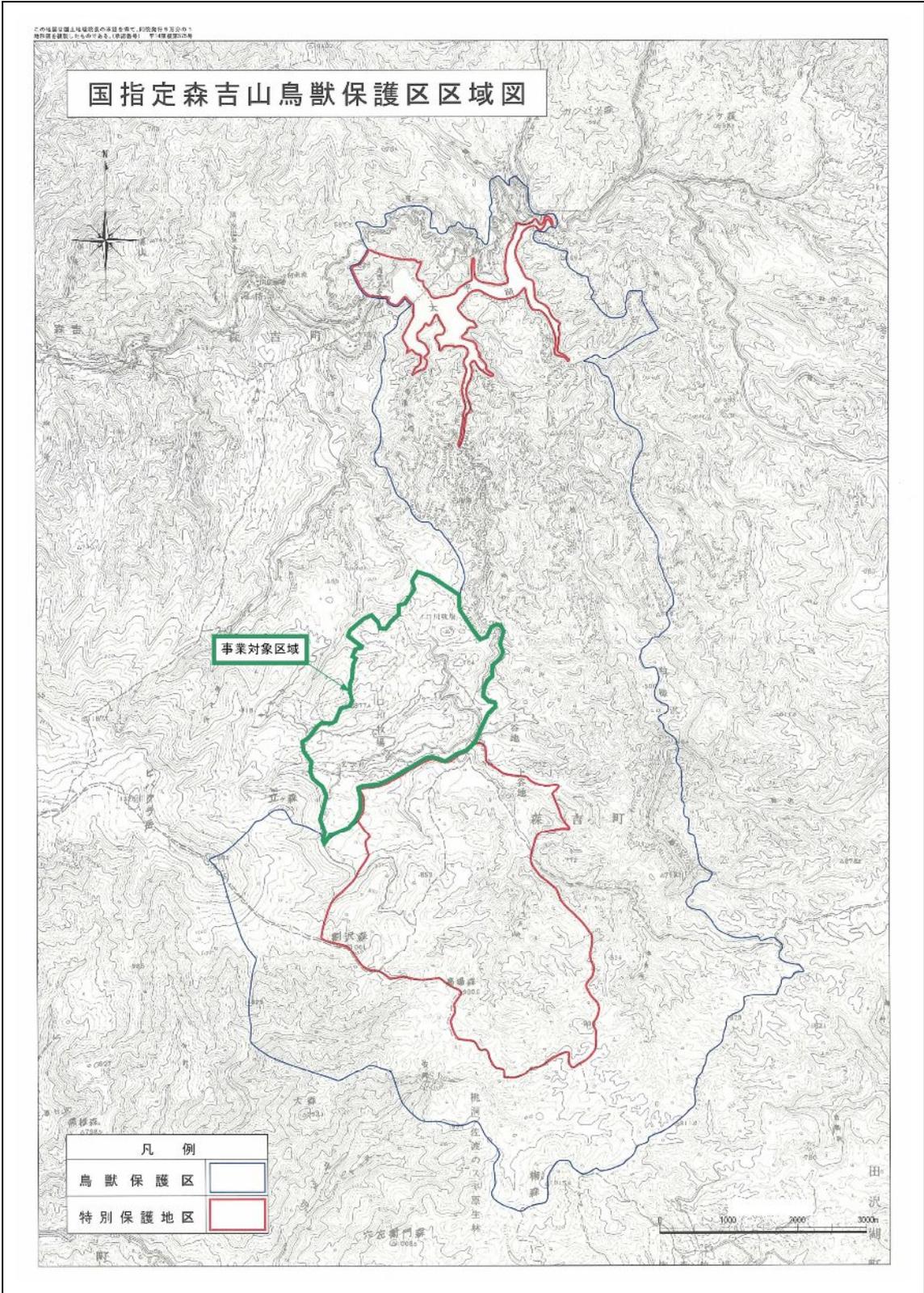


図 3-2-1 国指定鳥獣保護区区域図